## (1)規約の変更について

## <スポーツクラブみらい 規約変更案>

ΝO	条項No	変更前	変更案
	第1章 総則 第1条	本団体は「スポーツクラブみらい」と称する。	この組織は「スポーツクラブみらい」(以下「クラブ」という。)と称する。
2	第3章 会員 第5条	本団体は会員(以下「会員」という。)で構成し、次の3種とする。 (1) 運営会員 団体の目的に賛同して入会し、団体の活動を推進する個人で、総会の議決権を有する会員 (2) 本 会 員 本団体に入会し事業に参加する会員 (3) 賛助会員 本団体に入会し事業を支援する会員	クラブは目的に賛同する会員及び指導者をもって構成し、 次の2種とする。 (1) 一般会員 個人会員及び家族会員 (2) 賛助会員 クラブの目的に賛同し事業を援助できる 者又は団体
3	第3章 会員第9条	会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を 喪失する。 (1) 退会届の提出をしたとき。 (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したと き。 (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれ に応じず、納入しないとき。 (4) 除名されたとき。	会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を 喪失する。 (1) 退会の手続きを行ったとき。 (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したと き。 (3) 継続して1年以上会費を納入しなかったとき。 (4) 除名されたとき。
4	第3章 会員 第11条	会員が会費の納入を怠ったとき、又は著しく体面を汚す行 為があったときは、本団体は、理事会の決定により会員を 退会させることができる。	会員が会費の納入を怠ったとき、法令又はクラブの規約に 違反したとき、 著しく体面を汚す行為があったときは、クラブは、理事会 の決定により会員を 退会させることができる。
5	第3章 会員 第13条	会員はスポーツ傷害保険に加入するものとする。	会員はスポーツ傷害保険に任意で加入するものとする。
	第6章 総会 第23条	総会は、運営会員をもって構成する。	総会は、一般会員をもつて構成する。
7	全体	①本団体 ②運営会員	①クラブ ②一般会員